

令和5年度 住吉北部あんしんすこやかセンター拠点

事業計画書

VI. 拠点内容

サービス区分

- ・ 住吉北部あんしんすこやかセンター

VII. サービス取組み

1. 行動指針

神戸市あんしんすこやかセンターの設置目的は「地域住民や関係機関・高齢者自身が協働して、高齢者が生きがいを持った豊かな生活を、住み慣れた地域で安心して送ることができる状態になること」であり、法人の基本理念と合わせて以下の3つの行動指針に基づき運営します。

基本理念1

「友愛の心をもって 豊かな福祉を創造し、地域に貢献します」

- ・ 地域課題を探り、地域と共に地域ニーズに応えていけるようなセンターを目指します。

基本理念2

「友愛の心をもって 尊厳を守り、その人らしい暮らしを支援します」

- ・ 地域の相談窓口として、人権擁護・介護予防・継続的・包括的ケアマネジメントに取り組みます。

基本理念3

「友愛の心をもって、研鑽を積み、ともに幸せを追求します」

- ・ 地域住民の利益を最優先し、様々な課題を解決できるよう、センター職員一人ひとりが自己研鑽に努めます。

2. 今年度の重点取組み

○地域ケア会議等を通じたネットワークづくり

住吉北部（住吉本町・住吉山手・住吉台・渦森台）圏域を担当しており、高齢者人口が令和5年1月末で6,477人昨年同期より30人減少していますが、高齢化率については33.5%と東灘区内ではトップの地域であり、特に住吉台地区や渦森台の一部の地区では高齢化率は40%を超え、高齢者数及び高齢化率が高い傾向は変わりません。

今年度も住吉北部圏域を住吉台・渦森台・住吉山手・住吉本町の4地域に分けて、それぞれの地域の特徴を分析し課題を抽出します。そして、今年度も新型コロナ等

の感染症対策を十分にしたうえで、引き続きネットワークづくりに取り組みます。

住吉台地区では住吉台県営住宅の取り壊し計画があり、高齢化率が非常に高い地域ですので、自治会・老人会等と協力して見守りの体制の構築を図ることが難しくなっています。そのため、昨年度に引き続き地域の活性化を図る目的でキッチンカー&フードドライブ等の開催を支援します。また孤食支援のために昼食会を開催支援をします。

渦森台地区ではゴミ出し支援体制が継続できるよう支援すること。さらに、新聞配達店など地域の事業者と協働し住民同士の見守りが構築できるように支援します。さらに東灘区と協働でチャレンジ！KOBE 健幸プログラムが実施できるようにネットワークを広げていきます。

住吉山手地区では街合いおしゃべり会を開催していますので、継続的に支援していきます。

住吉本町地区では、東神戸病院や NPO 法人と連携し、引き続き住良本町ネットワークとして「ふらっと住良本町」の集いの場を企画していきます。さらに、地域住民の皆様が認知症の方の理解を深めることを目標として、住吉南部あんしんすこやかセンターと協働で声掛け訓練が実施できるように調整します。

また、ケアマネジャーが担当している支援困難ケースについては、地域ケア会議を開催すること等で要介護高齢者の支援のための地域課題を分析し、地域資源の開発につなげます。

○健康寿命延伸の推進に関する事業の実施

新型コロナの影響がありますが、神戸市に確認をとりながら健康寿命延伸の推進に関する事業を実施のために、老人クラブや地域住民代表の方々等に働きかけ、下記の活動が継続できるように支援を行います。

(住吉台) 椅子ヨガ なでしこ わはは倶楽部 お昼ごはんをご一緒に

(住吉本町) ふらっと住良本町 レジデンス茶話会 元気である会

(住吉山手) 山田明楽会体操 街合いおしゃべりの会

(渦森台) 紫陽花くらぶ やまびこ 木曜会 椅子ヨガ

チャレンジ！KOBE 健幸プログラム

神戸老人ホームの協力で年2回わくわくウオーキングラリーの開催

○認知症にやさしいまちづくりの推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごすことができる「認知症の人にやさしいまちづくり条例」を推進していくために、引き続き認知症予防の取り組みおよび「認知症の早期発見」{認知症事故救済制度}「KOBE見守りヘルパー事業」を推進します。また、声掛け訓練については、住吉南部あんしんすこやかセンターと共催で、住吉中部民生児童委員等関係機関と調整して実施します。

○あんしんすこやかセンターの広報・啓発について

地域行事や地域団体等の会議や催しに積極的に参加し、センターの広報啓発を実施します。

また、センター広報誌（せせらぎ通信）や地域行事に関するチラシの発行とあわせて神戸老人ホームの掲示板を活用しながら、地域住民への広報・啓発に努めます。

○業務の効率化

神戸市に確認しながら、会議の整理や統合、書類削減など業務効率化や事務負担の軽減をはかります。また、見直しにあたっては ICT を活用します。

3. サービスの実際と業務内容

1 総合相談支援業務の実施

総合相談については、延べ件数月平均 180 件程度が予想されます。

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行うこと等以下の業務を実施します。

（業務内容）

① 地域におけるネットワーク構築

地域の社会資源の最新の情報を整理し、住民から照会があった時には、紹介できるようにする。また、ネットワーク構築のために、関係機関へ働きかけます。

② 地域の実態把握について

地域活動への積極的な参加や訪問により、地域の情報収集をし、必要に応じて当事者・家族への電話や訪問を行います。

③ 総合相談としての機能について

・地域住民の方々があんしんすこやかセンターの役割を認識していただくために、東灘区とも連携して、神戸市作成のパンフレットや広報誌等で啓発します。

・相談があった場合は、適切なアセスメントを実施して実態把握をし、相談者の自己決定を尊重しつつ、相談内容に即したサービス・制度に関する情報提供や関係機関の紹介やフォローをします。

2 権利擁護業務について

権利擁護については、延べ件数月平均 15 件程度が予想されます。

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活出来るように、弁護士相談制度も活用し、専門的・継続的な視点を持って支援を行います。

（業務内容）

① 消費者被害の防止

消費者被害を防止するために、警察及び消費生活センター等と連携し、必要な情報を提供します。また、相談や被害にあった場合は、神戸市に迅速に報告すると共

にクーリング・オフ制度を有効に活用できるように支援します。また、その情報を集いなどで、住民に啓発していきます。

② 成年後見制度利用の活用等

センター職員の知識を深め、神戸市成年後見支援センター及びこうべ安心サポートセンター等と連携し、権利侵害や財産管理についての相談や援助を実施します。

認知症、精神障害者等の財産管理・契約等の手続きを支援・保護するための成年後見制度の相談や実際に活用出来るような援助を実施します。

③ 虐待への対応

高齢者の虐待防止や早期発見のために、東灘区虐待防止パンフレット等を利用し広報します。さらに虐待事例のケア会議を実施するなど、介護サービス事業者等関係機関の意識を高めます。

高齢者の虐待の通報があった場合は、センター職員間での検討をした上で、神戸市虐待対応のマニュアルに従い、すみやかに保健福祉課に報告し、コア会議の開催等で情報共有を図り適切に対応します。また、センター内では月1回開催するケース検討会議にて現在の虐待・困難事例の実態を報告して、センター職員間の情報共有を図ります。

④ 困難事例への対応

認知症や虐待等の困難事例に関して、ケアマネジャー等の各関係機関と随時カンファレンスを実施し、情報の共有を図り、解決できる方法を考え適切に対応します。

⑤ 災害時等緊急時の対応

災害時等非常時に業務が継続できるように計画書を作成します。

また、要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援については迅速に対応できるように日頃から利用者の連絡先等の情報を管理し、マイケアプランに避難先を記載します。

また、神戸市と連携し、高齢者の安否確認や相談対応、地域団体との連携により共有された情報をもとにした要援護者の支援を行う仕組みを検討します。

3 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

ケアマネジメント支援については、延べ件数15件程度が予想されます。

地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携を図る事により包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をします。

(業務内容)

① 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

・住吉北部地区の地域包括ケアを推進していくための地域ケア会議を開催し、個別課題や地域課題の情報を共有し課題解決方法を検討します。その際には、介護と

医療等と多職種協働するために、病院、東灘区医師会、歯科医師会、薬剤師会等医療関係機関や介護サービス事業者、地域住民の関係者、弁護士等法律専門職等に協力を働きかけます。

② 介護支援専門員の個別支援

・介護支援専門員の個別相談には随時対応します。支援困難ケースについては、地域ケア会議や随時ケース会議を開催するなどしてケアマネジメント支援を行います。

・東灘区及び東灘区内のあんしんすこやかセンターや医療介護サポートセンター、ケアマネジャー連絡会等と連携して、定期的に連絡会や研修を企画し、参加を促します。

・住吉北部及び御影北部圏域内の介護支援専門員との情報交換会を随時開催して、ケアマネジメントに必要な情報提供をするなどで支援を行います。

4 介護予防ケアマネジメント業務の実施

介護予防ケアマネジメントについて（要支援者 事業対象者）は、月 380 件程度が予想されます。

生活上さまざまな課題を抱える高齢者に対して、自立の可能性を最大限引き出し、介護予防・日常生活総合事業を進めていきます。また、健康寿命延伸のためのフレイル予防・フレイル改善の広報啓発をします。

業務内容

① 介護予防ケアマネジメント業務

- ・初期面接
- ・課題分析

生活機能のリスク、医学的視点、生活環境、健康状態、本人や家族の希望など包括的なアセスメントを実施。

- ・マイケアプランの作成

利用者に対し、理解しやすい言葉でプランを作成し説明するとともに、介護予防のための目標の共有に努めます。

- ・サービス担当者会議

情報提供してくれた関係機関に情報の還元、連携も行います。

- ・モニタリング・サービス提供後の再アセスメント及び評価

② 事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを実施します。その際、個人のニーズにとどまらず、地域のニーズは何かを視点に評価分析をします。要支援者・事業対象者の情報を積極的に把握し、介護予防支援業務を実施します。

③ 委託事業者への適正な介護予防支援業務について助言します。

④ 認知症および認知症予防について情報を提供し、啓発します。

- ⑤ 閉じこもりについては、自治会・民生児童委員等関係者と常に連携をして、個々の利用者に対応します。
- ⑥ 要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援については迅速に対応できるよう日頃から利用者の連絡先等の情報を管理し、マイケアプランに緊急連絡先や避難先を記載します。また、緊急時には速やかに神戸市と連絡調整し必要な対応が出来るよう関係機関とも連絡するなど日頃から準備します。
- ⑦ 健康寿命延伸のために、フレイル予防・フレイル改善についての情報を提供し、広報啓発をします。

5 地域支え合い活動推進事業

地域支え合い活動については、延べ件数 30 件程度が予想されます。

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図ると共に地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援します。

業務内容

- ① 地域支え合い活動の推進に関する業務
- ② 生活支援・介護予防の基盤整備に関する業務
- ③ 地域見守り活動の推進に関する業務
- ④ 協働体に関する業務
- ⑤ コミュニティサポートグループ育成支援事業に関する業務
- ⑥ ひとり暮らし高齢者等実態調査に関する業務
- ⑦ 地域支え合い関係者連絡会等に関する業務
- ⑧ 地域の活動団体及び事業者等との連携
- ⑨ その他各号に付随する業務
- ⑩ 報告書等の提出および業務に必要な会議、研修等への参加

6 民生児童委員等地域の連携について

民生児童委員や友愛ボランティア等との連携を図り、対象高齢者や要介護状態の住民の情報収集や把握に努めます。また、地域住民が主催する行事等に積極的に参加するなど、地域住民との交流と連携を通して、コミュニティづくりを支援します。

(業務内容)

小地域支え合い連絡会の開催及び民生児童委員の連絡会に参加

単身・老老世帯の見守り活動の連携

友愛ボランティア連絡会に参加

地域のふれあい喫茶等行事及び渦森台プラザ等の地域住民主催の会議に参加

7 医療機関との連携について

日ごろから近隣の医療機関や医療介護サポートセンター等と情報交換を図り、緊急時でも必要な医療が受けられるようにサービスについての情報交換やケアカンファレンスに必要な医療情報を収集します。

8 その他関係機関との連携について

地域連携を進めるために、サービス事業者等の機関だけでなく、自治会、婦人会、老人会等住民自治組織を始め、警察や消防署等との公的な機関とも連携を深め、必要な課題が解決できるように情報を共有します。

9 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

公正・中立性の確保のために、以下のことを遵守します。

- (1) センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 利用者・事業者への適切な情報の提供
- (3) 適切な情報提供に基づく、利用者の意思決定の尊重
- (4) 適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- (5) 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供
- (6) 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援

公正・中立性を確保するために、次の事項はしないこととします。

- (1) 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止（利用者申込者の意思が前提）
- (2) 介護予防プラン作成の予約禁止（利用者申込者からの依頼が前提）
- (3) 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止
（サービス利用はケアプラン作成が前提）
- (4) センター業務以外の広告・営業活動の禁止
- (5) センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- (6) センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと。
- (7) センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと。

10 介護リフレッシュ教室の開催について

認知症介護家族等要介護高齢者を介護している家族を支援する「介護リフレッシュ教室」を実施し介護者同士の自助グループの組織化が図れるよう支援します。今年度も2ヶ月に1回計画的に開催し、関係機関とも連携し交流の機会を持ちます。また「男性介護者の集い」については、引き続き「めんずおしゃべりの会」として自主的に開催できるように支援します。

2 拠点リスクマネジメント体制

1 安全管理対策委員会

統括施設長を委員長としたリスクマネジメントに関する包括的な会議である安全管理対策委員会を毎月実施し、事故防止・感染症対策・災害対策・衛生等必要な情報を共有します。

2 苦情・相談への対応

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、「苦情受付窓口」を設置し、

施設長を委員長とする苦情対策委員会を開催し、その解決策について協議、検討を行います。また、急を要するときは、随時委員を招集し対応します。

3 虐待への対応

神戸老人ホーム高齢者虐待防止マニュアルに基づき、必要な対策や研修を適宜実施します。

VIII. 運営体制（24時間相談体制を含む）及び職員体制・教育

1 運営体制

社会福祉士・保健師等・主任ケアマネジャー・地域支え合い推進員それぞれが「地域包括ケア」を実現するために、専門に係る業務のみを担当するのではなく、必ず「チームアプローチ」を行う体制を構築します。

そのために、毎日のミーティングや全職員が出席する月1回のセンターミーティング・職員会議・ケース検討会を開催して、それぞれの会議で職員間の情報共有を図り、タイムリーな対応ができるようにします。特に困難事例や虐待事例については、その都度4職種で情報共有して、役割を明確化して支援できる体制を構築します。

2 営業時間について

営業時間 9時～17時30分（日曜及び12月31日～1月3日は休み）

営業時間内では、概ね輪番制で電話対応等をします。また、営業時間内にあんしんすこやかセンター職員が訪問等で外出する場合には、同一施設内の職員と連携するなど協力を求めます。さらに、営業時間外の夜間・休日等の24時間の連絡体制は、同一施設内管理宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応をする緊急連絡体制を整えます。

3 職員の配置状況について

社会福祉士	2名
主任ケアマネジャー	2名
保健師・看護師	2名
地域支え合い推進員	2名
介護予防支援担当ケアマネジャー	2名
事務補助	1名

4 職員資質の向上・教育への取り組み

- ・神戸市地域包括支援センター運営評価基準に基づき、随時業務評価を複数で確認し、適正であるかどうかチェックします。不適切な場合は業務改善を行い、質の向上に努めます。
- ・チームアプローチを実施していくために職員間及び職種間の連携を深め情報共有に努めます。

- ・相談援助力を高めるために、月1回のケースカンファレンス等にて、支援困難事例等を検討します。
- ・必要な研修会に参加するなど、多機関からの情報収集を図ります。

IX. 会議・委員会等

1 あんしんすこやかセンターに関する会議

朝礼 センター営業日

スケジュール確認及び各職員の業務内容の確認。報告等情報交換。
ケースや事業に関する情報共有や検討

職員会議 月1回開催

主な事業報告及びスケジュール確認、事業目標の進捗状況及び評価
センターが主催する会議や行事計画、進捗状況、広報啓発の状況等の確認

センターミーティング及びケース検討会 月1回開催

各担当者の支援内容の情報交換及び支援困難事例の検討

2 住吉拠点に関する会議

定例会議 月1回 住吉拠点の事業報告等情報交換

安全管理委員会 月1回 感染症 虐待対応等の情報交換

X. 防災計画

神戸市及び法人の防災計画に基づき実施します。また、大規模災害が発生時は、神戸市にセンターの運営に関する報告・連絡を行います。

XI. 事業収支計画

神戸市委託料	26,460,000 円
介護予防マネジメント費	21,000,000 円(介護予防マネジメント件数 月約 380 件)
合計	47,460,000 円

以上の収入で事業を運営します。具体的な事業収支計画は、2023 年度予算書参照